

## 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の 継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から8年が経過し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和元年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、44億円が予算化されている。

幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免など、被災した子どもたちが、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

本事業の対象は、全国各地に避難している子どもたちであり、福島県では、平成30年4月時点で、1万7千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っている。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

平成31年3月8日には、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示され、この中の具体的な取組にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とされている。

福島の復興・再生に向けた動きは本格的に始まっているが、これからも「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は必要であり、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されるよう強く求めるものである。

以上の趣旨から、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

### 記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和2年度及び復興・創生期間後においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和元年9月24日

復興大臣	田中和徳様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	萩生田光一様

福島県二本松市議会議長 本多勝実